⑶　照明設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからハまでに定める方法により算出するものとする。

イ　照明設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_L = \sum_{i}^{n} \sum_{d}^{D_i} \left(E_{L,i} \times T_{L,d,i} \times F_{L,i} \times C_{L,i} \right) \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

この式において、E_L、$E_{L,i}$、$T_{L,d,i}$、$F_{L,i}$、$C_{L,i}$、D_i、n及びf_{prim}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_L　：照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位　1年につきメガジュール）

$E_{L,i}$　：照明設備ｉの消費電力（単位　ワット）

$T_{L,d,i}$：日付ｄにおける照明設備ｉの１日当たりの運転時間（単位　時間）

$F_{L,i}$　：照明設備ｉの制御方法に応じて定められる係数（単位　無次元）

$C_{L,i}$　：照明設備ｉを設置する室の形状に応じて定められる係数（単位　無次元）

D_i　：照明設備ｉの年間稼働日数（単位　日）

n　：非住宅部分における照明設備の数（単位　台）

f_{prim}　：別表第１に掲げる電気の量１キロワット時を熱量に換算する係数（単位　１キロワット時につきキロジュール）

ロ　$T_{L,d,i}$は、室用途ごとに定められる標準的な室の使用時間を用いるものとする。

ハ　$F_{L,i}$は、在室検知制御、明るさ検知制御、タイムスケジュール制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。

⑷　給湯設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからハまでに定める方法により算出するものとする。

イ　給湯設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_W = \sum_{i}^{n} \sum_{d}^{D_i} \left(\frac{Q_{W,d,i}}{\eta_{W,d,i}} \right) \times 10^{-3}$$

この式において、E_W、$Q_{W,d,i}$、$\eta_{W,d,i}$、D_i及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_W　：給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$Q_{W,d,i}$　：日付ｄにおける給湯設備ｉの１日当たりの給湯負荷（単位　１日につきキロジュール）

$\eta_{W,d,i}$　：日付ｄにおける給湯設備ｉのシステム効率（単位　無次元）

D_i　：給湯設備ｉの年間稼働日数（単位　日）

n　：非住宅部分における給湯設備の数（単位　台）

ロ　$Q_{W,d,i}$は、次に掲げる事項を勘案して算出するものとする。

(ｲ)　地域の区分ごとに定められる外気温度及び給水温度

(ﾛ)　給湯配管からの熱損失量

(ﾊ)　室用途ごとに定められる標準的な１日当たりの使用湯量

(ﾆ)　節湯器具の使用

(ﾎ)　太陽熱利用等の予熱設備の有無

ハ　エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第１に掲げる数値を用いるものとする。

⑸　昇降機の設計一次エネルギー消費量は、次のイ及びロに定める方法により算出するものとする。

イ　昇降機の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{EV} = \sum_{i}^{n} \sum_{d}^{D_i} \left(\frac{L_{EV,i} \times V_{EV,i} \times C_{EV,i} \times T_{EV,d,i}}{860} \times N_{EV,i} \right) \times f_{prim} \times 10^{-3}$$

この式において、E_{EV}、$L_{EV,i}$、$V_{EV,i}$、$C_{EV,i}$、$T_{EV,d,i}$、$N_{EV,i}$、D_i、n及びf_{prim}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{EV}　：昇降機の設計一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$L_{EV,i}$　：昇降機系統ｉの積載質量（単位　キログラム）

$V_{EV,i}$　：昇降機系統ｉの定格速度（単位　１分につきメートル）

$C_{EV,i}$　：昇降機系統ｉの制御方法に応じて定められる係数

$T_{EV,d,i}$：日付ｄにおける昇降機系統ｉの１日当たりの運転時間（単位　時間）

$N_{EV,i}$　：昇降機系統ｉに属する昇降機の台数（単位　台）

D_i　：昇降機系統ｉの年間稼働日数（単位　日）

n　：非住宅部分における昇降機の対象系統数

f_{prim}　：別表第１に掲げる電気の量１キロワット時を熱量に換算する係数（単位　１キロワット時につきキロジュール）

ロ　$C_{EV,i}$は、昇降機の速度制御方法の種類を勘案して算出するものとする。

⑹　エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量は、次のイからハまでに定める方法により算出するものとする。

イ　エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量は、次の式により算出するものとする。

$$E_S = \sum_{i}^{n} \sum_{d}^{D_i} E_{S,d,i}$$

この式において、E_S、$E_{S,d,i}$、D_i及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_S　：エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　１年につきメガジュール）

$E_{S,d,i}$：日付ｄにおけるエネルギー利用効率化設備ｉによる１日当たりの設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　１日につきメガジュール時）

D_i　：エネルギー利用効率化設備ｉの年間稼働日数（単位　日）

n　：非住宅部分における算出対象エネルギー利用効率化設備の数

ロ　$E_{S,d,i}$は、気象条件並びに設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。

ハ　エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第１に掲げる数値を用いるものとする。

⑺　その他一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_M = \sum_{i}^{n} \left(\alpha_{SM,i} \times A_i \right)$$

この式において、E_M、$\alpha_{SM,i}$、A_i及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_M　：その他一次エネルギー消費量（単位　１年につきメガジュール）

$\alpha_{SM,i}$　：室ｉの室用途ごとに別表第２に掲げるその他設備等に係る係数（単位　１平方メートル１年につきメガジュール）

A_i　：室ｉの床面積の合計（単位　平方メートル）

n　：非住宅部分における対象となる室の数

２　基準一次エネルギー消費量の算出に関する事項

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第３条第２項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

⑴　空気調和設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SAC} = \sum_{i}^{n} \left(\alpha_{SAC,i} \times A_i \right)$$